

65歳以上の方へ

介護保険料が変わります

所得段階が9段階→13段階となりました

介護保険とは？

介護保険は、介護や支援が必要な方を社会全体で支え合う仕組みです。みなさんがおさめる「介護保険料」と「公費」を財源として運営されています。

介護保険料は3年ごとに見直されます。令和6年度からは第9期(令和6年度～8年度)の介護保険料になりました。



基準額の決め方

$$\begin{matrix} \text{大石田町で} \\ \text{必要な} \\ \text{介護サービスの} \\ \text{総費用} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の} \\ \text{方の負担分} \\ \text{23\%} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{大石田町の} \\ \text{65歳以上の} \\ \text{方の人数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{大石田町の令和6年度～8年度の} \\ \text{保険料の基準額75,600円(年額)} \\ \text{この「基準額」をもとに、} \\ \text{所得に応じた負担になるように、} \\ \text{13段階の保険料に分かれます} \end{matrix}$$

◆令和6年度～8年度(第9期)の介護保険料

(単位：円)

所得段階	対象となる方	保険料(年額)	保険料率
第1段階	●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ●世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	21,546円	基準額×0.285
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	36,666円	基準額×0.485
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	51,786円	基準額×0.685
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	68,040円	基準額×0.90
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	75,600円	基準額×1.00
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	90,720円	基準額×1.20
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	98,280円	基準額×1.30
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	113,400円	基準額×1.50
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	128,520円	基準額×1.70
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	143,640円	基準額×1.90
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	158,760円	基準額×2.10
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	173,880円	基準額×2.30
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	181,440円	基準額×2.40

〈問合せ先〉保健福祉課 福祉グループ ☎35-2111(内線132・135)

令和5年度

水と緑のふるさと大石田町応援寄附金 (ふるさと納税)寄附実績をお知らせします

町では、全国の皆さんから「水と緑のふるさと大石田町応援寄附」として寄附金(ふるさと納税)を受け入れており、指定された使い道に沿って有効活用しています。

ふるさと納税は、出身地や応援したい自治体などに対して行う寄附制度で、寄附金額に応じて所得税や住民税などの控除が受けられます。ふるさと納税に対しては、全国の多くの自治体が寄附をしていただいた方に返礼品として地域の特産品などを届けており、自治体にとっては寄附を受けられるほかに、町の特産品や産業を全国にPRできるというメリットがあります。

今後も、町の魅力や寄附の使い道を発信し、大石田町のファンを増やしていく取り組みを行っていきます。

令和
5年度

寄附件数 30,668件

寄附金額 6億7,513万円

(昨年度比+7,024万円)

寄附金の使い道 いただいた寄附金は、以下のような事業に活用しています。

1 快適で住みよいまちづくりに

- ・除雪機械点検修繕事業
- ・道路ストック総点検事業
- ・町道維持補修事業

2 香り高い文化や創造性を育いまちづくりに

- ・教育用タブレット借上・ソフト購入事業
- ・町内小学校電子黒板整備事業
- ・学校建設基金積立金
- ・統合小学校基本設計業務委託事業
- ・中学校部活動支援事業
- ・学校給食事業
- ・生涯学習自主企画事業

3 心の通い合う健康で明るいまちづくりに

- ・移住・定住促進事業
- ・小型除雪機購入補助事業
- ・結婚新生活支援事業
- ・高齢者寿賀祝品等支給事業
- ・子育て支援環境整備事業
- ・住宅リフォーム支援事業
- ・健康増進事業(がん検診事業)
- ・総合型地域スポーツクラブ運営補助

4 心豊かで活力あるまちづくりに

- ・元気な新規就農者支援事業
- ・農業担い手経営確立支援事業
- ・資格取得支援事業
- ・新事業チャレンジ支援助成事業
- ・大石田まつり負担金

5 力を合わせ参画する潤いのあるまちづくりに

- ・ふるさと応援寄附謝礼(ふるさと応援感謝便)



▲小中学校では電子黒板を活用し、授業のICT化を進めています。